

○ 美幌・津別広域事務組合職員の管理職手当 支給に関する規則

〔昭和 50 年 4 月 19 日〕
規 則 第 3 号

改正	昭和51年 5 月10日規則第 2 号	昭和52年 8 月 9 日規則第 5 号
	昭和58年 3 月28日規則第 2 号	平成 2 年 4 月10日規則第 2 号
	平成 3 年 3 月 7 日規則第15号	平成 3 年10月 1 日規則第 2 号
	平成10年 3 月30日規則第 6 号	平成11年 3 月25日規則第 5 号
	平成12年 4 月12日規則第 5 号	平成14年 3 月25日規則第 2 号
	平成15年 3 月25日規則第 1 号	平成19年 3 月30日規則第 6 号
	平成20年 3 月28日規則第 1 号	平成21年 4 月 3 日規則第 2 号

(目的)

第 1 条 この規則は、美幌・津別広域事務組合職員の給与に関する条例（平成 3 年条例第 9 号。以下「組合給与条例」という。）第 2 条の規定に基づき、管理職手当の支給に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(支給基準)

第 2 条 管理職手当の支給は、次のとおりとする。

- 2 事務局、消防本部、美幌消防署に勤務する職員で組合給与条例第 2 条の規定を準用する美幌町職員の給与に関する条例（昭和 26 年美幌町条例第 23 号。以下「美幌町給与条例」という。）第 5 条に定める行政職給料表（1）の 6 級の適用を受ける職員は、美幌町職員の管理職手当支給に関する規則（昭和 42 年美幌町規則第 5 号。以下「美幌町給与規則」という。）別表第 1 に定める額とする。
- 3 事務局、消防本部、美幌消防署に勤務する職員で組合給与条例第 2 条の規定を準用する、美幌町給与条例第 5 条に定める行政職給料表（1）の 5 級の適用を受ける職員は、美幌町給与規則別表第 2 に定める額とする。
- 4 消防本部・津別消防署に勤務する職員で組合給与条例第 2 条の規定を準用する、津別町職員の給与に関する条例（昭和 31 年条例第 20 号）第 5 条に定める級別職務分類表の 5 級及び 6 級の適用を受ける職員は、津別町職員の給与に関する条例第 22 条に定める額とする。

(委任)

第 3 条 この規則に定めるものを除くほか、管理職手当の支給について必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和 50 年 4 月 1 日から適用する。

(経過措置)

- 2 この規則施行前に支給された管理職手当は、この規則により支給されたものとみなす。

附 則 (昭和 51 年規則第 2 号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和 51 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (昭和 52 年規則第 5 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和 52 年 4 月 1 日から適用する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行以前に支給された管理職手当は、この規則により支給されたものとみなす。

附 則 (昭和 58 年規則第 2 号)

この規則は、昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 2 年規則第 2 号)

この規則は、公布の日から施行し、平成 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 3 年規則第 15 号)

この規則は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 3 年規則第 2 号)

この規則は、公布の日から施行し、平成 3 年 10 月 7 日から適用する。

附 則 (平成 10 年規則第 6 号)

この規則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 11 年規則第 5 号)

この規則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 12 年規則第 5 号)

この規則は、公布の日から施行し、平成 12 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 14 年規則第 2 号)

この規則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 15 年規則第 1 号)

この規則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 19 年規則第 6 号)

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 20 年規則第 1 号)

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年規則第 2 号）

この規則は、公布の日から施行し、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。